

困難な問題を抱える女性への支援に関する質問主意書

提出者 大河原まさこ

困難な問題を抱える女性への支援に関する質問主意書

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを定めている。本法律は、国や自治体に支援の責務を規定しており、女性の人権と福祉を重んじる政策を推進し、ドメスティック・バイオレンスや性被害、生活困難などに苦しむ女性への支援の強化が期待される。

本法律第十三条（民間の団体との協働による支援）においては、自治体は民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ支援を行うとある。まずは、自治体が既存の民間団体の活動を把握し必要な対策を講じる必要があるとある。加えて、新たな民間団体による事業の掘り起こしも求められる。

令和六年の法施行に向けては、地域格差を生じさせないよう各自治体での体制作りが急務となることから、以下、質問する。

一 現在、困難な問題を抱える女性の多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体は、全国にどれくらいあるのか。仮に把握していない場合、把握するための調査を行うか否か伺う。

二 令和六年の法施行までの期間において、自治体が民間団体支援強化・推進事業を積極的に推し進められ

るよう、国が財源の充実、例えば、補助金の国庫負担率の引上げなど具体的な対策を講じるなどすべきと考えるが、政府の見解を問う。

三 現在、困難な問題を抱える女性への支援を行っている婦人相談員の多くは、非常勤職員として勤務している。本法律のもとでは、婦人相談員が新たに女性相談員として登用されることとなる。より安定した雇用の仕組みによって女性相談員の雇用の継続性を保証し、専門的な能力や経験を積んだ人材が確保されることが望まれる。そこで、こうした女性相談員の人材確保と専門性の向上に向けた目標値を設定するか否か伺う。

右質問する。